

各障害福祉サービス事業所等 管理者 殿

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長

### 前年度等実績に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて

前年度又は前年度末日等の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるサービスについて、令和5年4月から算定を行う場合は、前年度等実績に基づく見直しを行った上、次により必要な書類を提出してください。

#### 記

#### 1 対象となる加算等

別紙のとおり

#### 2 留意事項

- ・ 新たに加算を算定する場合は、「新規」の届出を行ってください。
- ・ 現在、上記1の加算等を算定している各事業所・施設が、前年度等の実績により見直しを行った結果、4月以降も報酬区分・加算区分に変更がない場合には、届出は不要です。その場合でも、自主点検の際に作成した書類（下記3の③及び④の書類）については、必ず保存しておいてください。
- ・ 前年度等の実績により、報酬区分・加算区分が変更となる場合又は算定単位数が変更となる場合（夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ（Ⅳ～Ⅵは共同生活援助のみ）。共同生活援助にあつては共同生活住居ごとに確認）は、「変更」の届出を行ってください。
- ・ 前年度等の実績により、加算が算定できなくなった場合、速やかに体制届出書（下記3の①及び②の書類）により届け出てください。
- ・ 加算算定の検討に当たっては、「人員配置見直しに係る自主点検」における前年度の平均利用者数との整合を図ってください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績判断対象年度に関する特例の取扱いは、現時点で不明であり、今後厚生労働省から示される内容に従ってください。

#### 3 提出書類

様式は県指導監査室ホームページに掲載

- ・ 障害者総合支援法 (<https://www.pref.okayama.jp/page/572262.html>)
- ・ 児童福祉法 (<https://www.pref.okayama.jp/page/572614.html>)
  - ①介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書又は障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書
  - ②介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表又は障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
  - ③各加算に係る届出書及びその添付書類  
注) 加算の「終了」の届出の場合は、③の書類の提出は不要
  - ④基本報酬の算定区分に関する届出書及びその添付書類

#### 4 提出期限等

- (1) 提出期限 就労継続支援A型以外 令和5年4月14日（金）必着  
就労継続支援A型 令和5年4月28日（金）必着  
※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定（単位数の増）はできません。
- (2) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- (3) 提出先 各事業所を所管する県民局の健康福祉課事業者（第二）班

(別紙)

前年度等実績に基づき決定される報酬区分及び加算

番号	報酬・加算名	居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	共同生活援助	地域移行支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	福祉型障害児入所施設
0	基本報酬算定区分								●	●	●	●		●	●		
1	移行準備支援体制加算								●								
2	看護職員加配加算														●	●	
3	看護職員配置加算																●
4	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			●	●	●	●	●	●	●	●		●				
5	重度者支援体制加算									●	●						
6	重度障害者支援加算(I)				●												
7	就労移行支援体制加算			●		●	●			●	●						
8	就労定着実績体制加算											●					
9	就労支援関係研修修了加算								●								
10	人員配置体制加算		●	●													
11	地域移行支援体制強化加算							●									
12	通勤者生活支援加算							●					●				
13	特定事業所加算	●															
14	目標工賃達成指導員配置加算										●						
15	夜間看護体制加算				●												
16	夜勤職員配置体制加算				●												
17	夜間支援等体制加算							●					●				

※地域移行支援は、地域移行支援サービス費（I）を算定する場合